

# 新たな防火規制 下石神井地区

## 告示・施行

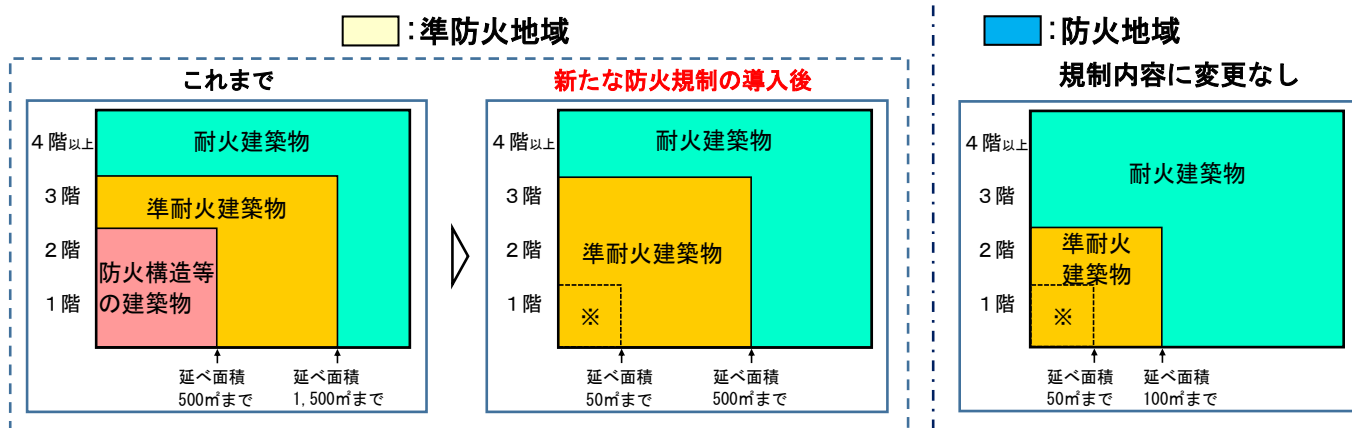
告示 令和4年6月30日 東京都告示第992号

施行 令和4年7月1日

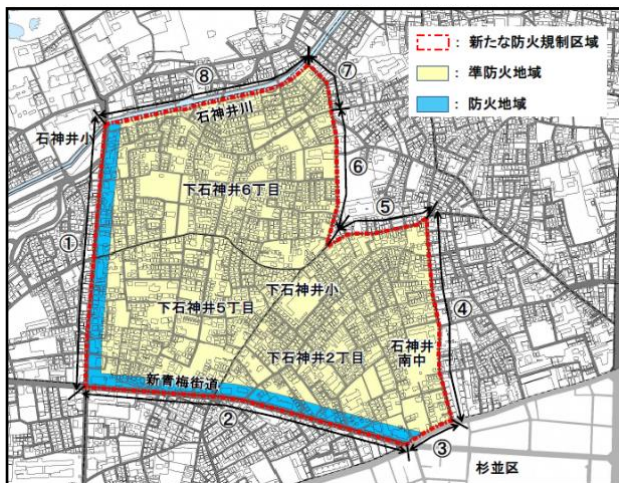
※この規制は、建築行為（工事着手）を行う際に適用されます。

## 新たな防火規制とは

新たな防火規制とは、建替えや新築に合わせて、燃えにくい建物（準耐火建築物、耐火建築物）を増やし、地区全体の不燃性を向上させるためのルールです。区域図に示した準防火地域（クリーム色）においては、原則として、準耐火建築物以上の耐火性能をもった建物とすることが求められます。防火地域（水色）については、規制内容に変更はありません。



※延べ面積が50㎡以内の平屋建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のものならば建築可能



図の番号	境界線の種類	備考
①	道路の中心線	特例都道下石神井大泉線
②	道路の中心線	一般都道杉並田無線
③	行政境界	杉並区
④	道路の中心線	練馬主要区道34号線
⑤	道路の中心線	練馬主要区道37号線
⑥	道路の中心線	練馬一般区道21-208号線
⑦	道路の中心線	主要地方道飯田橋石神井新座線
⑧	河川の南端	石神井川

### 耐震化に係る助成制度

昭和56年（1981年）5月以前の構造基準（旧耐震基準）で建築された耐震性が不足している建物に対して、建替え工事費用、除却工事費用の助成制度がありますので、ぜひご活用ください。

※諸条件がありますので、詳細については防災まちづくり課耐震化促進係へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 練馬区 都市整備部／建築・開発担当部

新たな防火規制区域の指定について：防災まちづくり課防災まちづくり担当係 TEL：03-5984-1303（直通）  
 耐震化に係る助成制度について：防災まちづくり課耐震化促進係 TEL：03-5984-1938（直通）  
 新たな防火規制の内容について：建築審査課建築審査係 TEL：03-5984-1299（直通）